



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース

NO.361 村上市仲間町3 3 4

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

2020/3/23

3・13重税反対全国統一行動

今回の3・13重税反対行動は、新型コロナウイルスに伴い、集會会場となっていた「クリエート村上」が閉鎖となったため、集會を中止にせざるを得ない状況になりました。會員さんは税務署へ集まり、62名の参加者で所得税や消費税の集団申告を行いました。

収支内訳書やマイナンバーは提出しなくとも不利益なし

提出した申告書について、マイナンバーは記載しなくとも不利益・罰則はありません。また、収支内訳書の提出を求められ提出しなくとも不利益・罰則はありません。

申告所得税・個人消費税申告納付期限延長のお知らせ

◆納付書で現金納付する方
 所得税 4月16日(木)まで
 個人事業者の消費税 4月16日(木)まで



◆口座振替納税をしている方
 所得税 5月15日(金)
 個人事業者の消費税 5月19日(火)

期限内に忘れずに納付しましょう。
 口座振替の方は残高の確認を。
 納付を怠ると延滞税が加算となります。

雇用保険被保険者を雇用する事業主の方へ

令和2年4月1日から、すべての雇用保険被保険者について、雇用保険料の納付が必要になります。高年齢労働者(満64歳以上)の雇用保険料は免除されていましたが、他の雇用保険被保険者と同様に65歳以上の従業員も4月から保険料の納付が必要となります。



なんでも相談会・消費税納税相談会

今回の申告で、消費税納税額が多額で、払いきれず納付に大変な方、お困りの方は、相談会を開催しますのでご参加ください。払いたくても払えず、滞納している方が増えています。払えない税金は、「換価の猶予」などを申請すれば、納税の延期や分割納付が認められます。そのほか困っていること、相談したいことなどがあれば、どんなことでもお気軽にご相談ください。

※相談希望者は、事前に民商へ連絡を。

日時 3月26日(木)午後3時から
 会場 民商事務所



協会けんぽの3月分(4月納付分)からの健康保険・介護保険の料率に変更になります

健康保険の保険料率は、9.63%から9.58%へ変更となります。
 介護保険第2号被保険者(40歳から64歳までの方は、健康保険料率9.58%に介護保険料率1.79%が加わります。
 給与から社会保険を天引きしている場合は注意しましょう。

4月の無料法律相談

日時 4月16日(木)
 午前10時30分

会場 村上民商事務所
 新潟中央法律事務所
 小淵真理子弁護士

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
 ☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
 事務局まで連絡を。